

介護 DX(介護情報基盤との連携)に伴う

ベンダテスト(オンライン)計画書

令和 7 年 12 月

国 民 健 康 保 険 中 央 会

1. ベンダテスト(オフライン)の概要

1-1. 概要および目的

ベンダテストは、貴社開発の介護保険事務システムの品質保証において、介護情報基盤との連携に支障がないことを確認するために実施する。

本テストは、介護保険事務システムが、厚生労働省からの事務連絡にて示されている「介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書」(<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020050030>)に基づいて IF を正しく作成・取り込みできるかを主な確認観点としている。

具体的には、介護保険事務システムと介護情報基盤が未接続(オフライン)の状態において、メール等を用いて双方が作成した IF を授受し、当該 IF が正常に取り込まれることを確認する方法により実施する。

1-2. テスト実施者

テスト参加の介護保険事務システム開発ベンダ(以後、参加ベンダとする)、国民健康保険中央会(以後、本会とする)および介護情報基盤の構築・運用事業者(以後、介護情報基盤事業者とする)にて実施する。

1-3. テストの申込受付期間および実施期間

○ 申込受付期間

令和 7 年 12 月 24 日(水) ~ 令和 8 年 5 月 31 日(日)

○ 実施期間

令和 8 年 1 月 19 日(月) ~ 令和 8 年 6 月 26 日(金)

○ 留意事項

- 申込後、テスト実施日までに 2 週間の準備・調整期間を設けたうえでテストを実施する。テスト実施期間は 3 週間とする。詳細は、「別添 2_テスト時のコミュニケーションイメージ_v1.00.pptx」を参照すること。
- 年末年始、土日・祝祭日はテストを実施しない。
- 令和 8 年 3 月は介護情報基盤の稼働準備のため本テストを中断する。令和 8 年 4 月 6 日より再開予定である。

- 令和8年7月以降のスケジュール等については、令和8年6月までに改めて周知する。

1-4. テスト申込方法

テストに参加希望のベンダは、「介護 DX(介護情報基盤との連携)に伴うベンダテスト(オフライン)申込フォーム(<https://forms.office.com/r/TzdbGtMRNV>)」から必要事項を記入のうえ申し込むこと。

1-5. テスト申込にあたってのお問い合わせ先

本テストへの参加申込にあたり、不明点等あれば介護情報基盤ポータルのお問い合わせフォーム(<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/inquiry/input>)から連絡すること。

2. 申込後の準備・調整期間について

図1の流れに沿って、参加ベンダ・介護情報基盤事業者(本会)にてテスト実施に向けた調整を行う。主にスケジュール調整、テスト対象 IF の確定、疑問点の解消等を実施する。

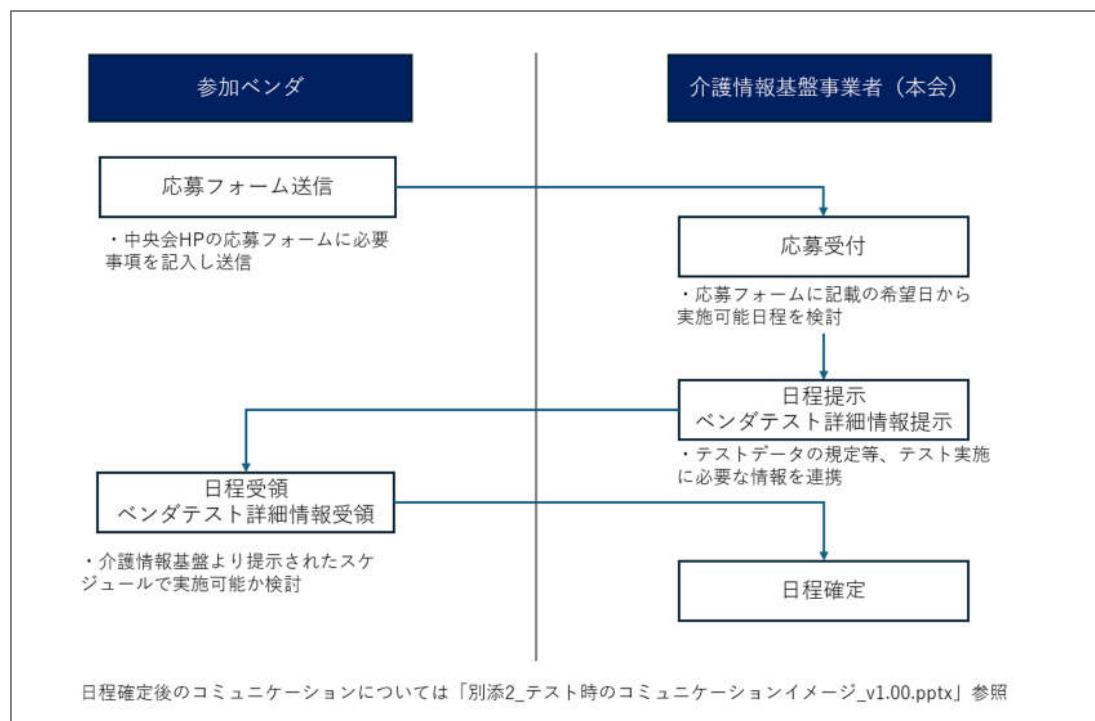


図1 申込後の流れ(イメージ)

3. テストの実施について

3-1. テスト方法について

以下2つの作業を後述のテストシナリオに沿って実施する。

① 介護情報基盤への IF(テストデータ)取込

参加ベンダが準備・作成した IF(テストデータ)をメールにて介護情報基盤事業者へ送付する。介護情報基盤事業者は、当該 IF について介護情報基盤(検証環境)への取り込み処理を実施する。取り込み結果は参加ベンダへ連絡する。

② 介護保険事務システムへの IF(テストデータ)取込

介護情報基盤事業者が介護情報基盤から IF(テストデータ)を取得し、メールにて参加ベンダへ送付する。参加ベンダは当該 IF について、介護保険事務システムへの取り込み処理を実施する。取り込み結果を介護情報基盤事業者へ連絡する。

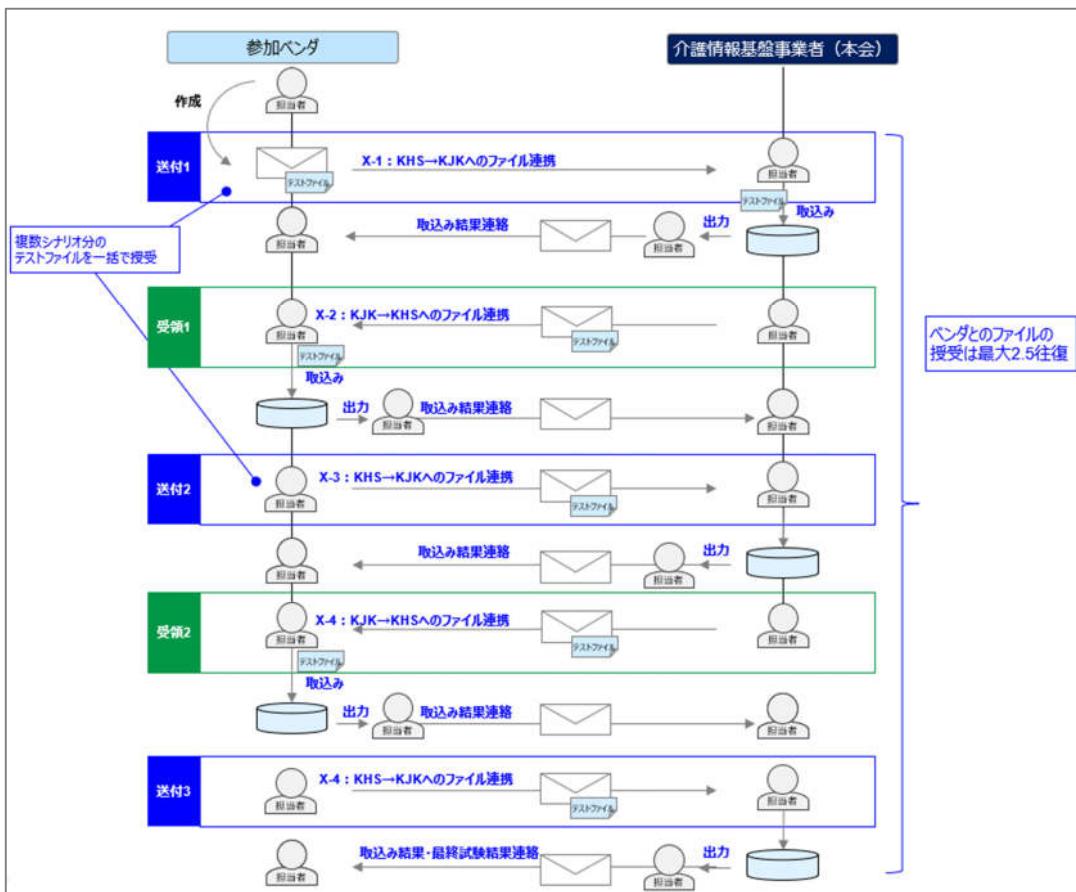


図2. テストの実施方法

3-2. テストデータについて

○ テストデータの規定・ツール提供について

介護情報基盤事業者から、参加ベンダ宛て(テスト申込時に登録されたメールアドレス宛て)に以下のデータを送付する。

- テストデータの規程(使用する保険者番号・被保険者番号等)
- IF 事前確認ツール

○ 参加ベンダの対応

テスト実施日までに、上記テストデータの規定・ツールを用いてテストデータの準備を進めていただく。

○ テストデータ作成のルール

介護情報基盤事業者が規定した項目以外は、参加ベンダ側で任意に設定する。ただし、以下の条件を満たすこと。

- 実在する個人情報は一切使用せず、参加ベンダにおいて架空の被保険者によるテストデータを準備すること。
- 保険者番号・被保険者番号は、介護情報基盤事業者が指定するものを使用すること。
- テストデータの規定(具体的な値等)のない IF 項目については、システム上の整合性が保たれ、かつ「介護情報基盤との連携におけるインターフェース仕様書」に準拠した値を設定すること。

3-3. テスト実施に係る留意事項

実施にあたっての留意事項を以下に記載する。

- 参加ベンダが開発した介護保険事務システムにより作成されたIF(テストデータ)については、介護情報基盤事業者への送付に先立ち、同事業者が提供する確認ツールを用い、介護情報基盤において適切に取り込み可能な形式であることを必ず事前に確認すること。
- 本テストは、市町村(保険者)の本番業務に影響を与えない環境で実施するものとし、参加ベンダが社内で保有する開発環境・テスト環境等を使用すること。

- IF(テストデータ)の授受に当たっては、テスト申込時に記載いただいたメールアドレスを使用すること。
- テスト可能なIFは下記「テスト対象インターフェース」を参照すること。記載されている全てのIFについてテスト実施可能だが、被保険者のデータバリエーションについては全網羅するものではない。

3-4. テスト対象インターフェース

テスト対象のインターフェースを以下表に示す。参加ベンダが開発対象外としているIFについてはテスト対象外とする。対象IFについては、申込後の調整期間中に確定させる。

表1. テスト対象のインターフェース一覧

| 項目番号 | 外部インターフェース名 |
|------|---|
| 1 | 介護被保険者番号等情報連携 |
| 2 | 証情報連携 |
| 3 | 審査会資料連携 |
| 4 | 要介護認定情報(全量・日次)連携 |
| 5 | 要介護認定進捗状況情報連携 |
| 6 | 主治医意見書等情報(提供用)連携 |
| 7 | 減免減額認定証情報連携 |
| 8 | 負担割合証情報連携 |
| 9 | 居宅サービス計画作成・介護予防サービス計画作成(介護予防ケアマネジメント)依頼届出情報連携 |
| 10 | 介護被保険者証利用情報連携 |
| 11 | 介護被保険者証利用情報参照 |
| 12 | 包括同意情報の連携 |
| 13 | 包括同意情報の取得 |
| 14 | 介護保険住宅改修費利用情報の連携 |
| 15 | 介護保険福祉用具購入費利用情報の連携 |

3-5. テストシナリオ

テストシナリオを下図に示す。各シナリオの概要および具体的な進め方については「別添1_ベンダーテスト(オンライン)シナリオ概要_v1.00.pptx」を参照すること。

| 項目番号 | シナリオ | 概要 | 対象インターフェース | | | | | | | | | | | | 介護保険福祉用具購入費用利用情報の連携 | | |
|------|----------------|--|---------------|--------|---------|---------------|------------------|-------------|------------|-----------|---------------------|-----------------------------|---------------|-----------|---------------------|---|---|
| | | | 介護被保険者番号等情報連携 | 証情情報連携 | 審査会資料連携 | 要介護認定進捗状況情報連携 | 要介護認定情報（全量・日次）連携 | 主治医意見書等情報連携 | 減免額認定証情報連携 | 負担割合証情報連携 | ス計画作成～介護予防～依頼届出情報連携 | 居宅サービス計画作成～介護予防・介護予防アマネジメント | 介護被保険者証利用情報連携 | 包括同意情報の取得 | 介護保険住宅改修費利用情報の連携 | | |
| 1 | 要介護認定 | 65歳到達後に要介護認定申請がされ認定が下りるとしたシナリオ | ● | ● | - | ● | ● | ● | ● | ● | ● | - | - | ● | ● | - | - |
| 2 | 再調査後の主治医意見書の受領 | 認定申請後、審査再調査があり主治医意見書の再取得後に認定が下りるとしたシナリオ | ● | ● | - | ● | ● | ● | ● | ● | ● | - | - | ● | - | - | - |
| 3 | 生活保護移行 | 要介護認定情報を引き継いだ状態で転入してきた被保険者が生活保護に移行するとしたシナリオ | ● | ● | - | ● | - | - | - | ● | - | - | - | ● | - | - | - |
| 4 | 制度変更 | 第二号被保険者(生保の対象者)が65歳到達で第一号被保険者として登録を行ったシナリオ | ● | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 5 | マイナンバー変更 | 要介護認定情報を引き継いだ状態で転入してきた被保険者が漏洩や不正利用等によりマイナンバーを変更するとしたシナリオ | ● | ● | - | ● | - | - | - | ● | - | - | - | ● | - | - | - |
| 6 | 死亡時 | 要介護認定情報を引き継いだ状態で転入してきた被保険者が死亡するとしたシナリオ | ● | ● | - | ● | - | - | - | ● | - | - | - | ● | - | - | - |
| 7 | 利用停止申請 | 要介護認定情報を引き継いだ状態で転入してきた被保険者が介護被保険者証の利用停止申請を行ったシナリオ | ● | ● | - | ● | - | - | - | ● | - | ● | ● | ● | - | - | - |
| 8 | 住宅改修費助成申請 | 要介護認定情報を引き継いだ状態で転入してきた被保険者が住宅改修費助成の申請をするとしたシナリオ | ● | ● | - | ● | - | - | ● | ● | - | - | - | ● | - | ● | - |
| 9 | 福祉用具購入申請 | 要介護認定情報を引き継いだ状態で転入してきた被保険者が同一年度内に2回福祉用具購入申請をするとしたシナリオ | ● | ● | - | ● | - | - | - | ● | - | - | - | ● | - | - | ● |
| 10 | 広域連合の構成市町村間転居 | 広域連合外から広域連合に転居してきた被保険者が、構成市町村区間転居を行ったシナリオ | ● | ● | - | ● | - | - | - | ● | - | - | - | ● | - | - | - |
| 11 | 政令市の行政区間転居 | 政令市外から政令市に転居してきた被保険者が、行政区間転居を行ったシナリオ | ● | ● | - | ● | - | - | - | ● | - | - | - | ● | - | - | - |
| 12 | 一部事務組合による認定 | 認定業務を一部事務組合が担う場合に一部事務組合の保険者番号による登録、情報の取り込みを行うシナリオ | ● | ● | - | ● | ● | ● | ● | ● | - | - | - | ● | - | - | - |
| 13 | 審査会資料連携 | 介護保険システムから審査会資料を介護情報基盤に連携するシナリオ | - | - | ● | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

図3. テストシナリオ一覧